

# 返 戻 金 規 定

当社の職業紹介サービスにより採用が決定した求職者（以下「対象者」といいます）が、入社後短期間で退職した場合の紹介手数料の返戻について、以下のとおり定めます。

## 第1条（返戻の対象となる退職）

次のいずれかに該当する場合、当社は受領済みの紹介手数料の一部を求人者に返戻します。

1. 対象者が自己の都合により退職した場合
2. 対象者の責めに帰すべき事由（労働契約法第16条及び第17条に照らし、客観的に合理的な解雇理由が明らかに認められるものに限り）により、懲戒解雇、諭旨解雇又は普通解雇となった場合

## 第2条（返戻の対象外となる退職）

次のいずれかに該当する退職は、前条の対象には含まれません。

1. 整理解雇その他、求人者の都合による解雇
2. 退職勧奨による退職、その他雇用保険上の特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する退職
3. 対象者に対するハラスメント等が原因であると、当社が合理的な根拠に基づき判断した退職
4. 破産、会社更生、民事再生その他これらに類する手続、経営悪化に伴う人員削減、事業所の閉鎖、又は対象者の担当職務の廃止・変更等を理由とする退職

## 第3条（返戻金の額）

返戻金の額は、対象者の入社日から退職日までの在籍期間に応じ、次のとおりとします。

| 在籍期間        | 返戻金の額     |
|-------------|-----------|
| 入社日から1か月以内  | 紹介手数料の80% |
| 1か月を超え2か月以内 | 紹介手数料の30% |
| 2か月を超え3か月以内 | 紹介手数料の10% |

在籍期間が3か月を超えた後の退職については、返戻の対象外とします。

## 第4条（返戻の請求期限）

返戻の請求は、対象者の退職日が属する月の翌月末日までに、当社へ書面又は電子メールにてお申し出ください。期限を過ぎてからのご請求には、理由の如何を問わず応じかねますので、あらかじめご了承ください。

許可番号 27-ユ-305334

**SHINGA株式会社**